

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	佐賀県心身障害者扶養共済制度条例	法令の番号	昭和45年佐賀県条例第11号						
許認可等の種類	心身障害者扶養共済 脱退の届出及び脱退一時金請求	根拠条項	第16条の2						
審査基準	<p>◎加入者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則の定めるところにより、当該加入者に脱退一時金を支給する。ただし、加入期間（口数追加については、口数追加加入者であった期間）が五年に満たないとき又は加入者が転出（新たに県の区域外に住所を有することとなったことをいう）をしたことに伴い他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となったときは、この限りではない。</p> <p>(1) 加入者が脱退の申出をした場合</p> <p>(2) 口数追加加入者が口数の減少の申出をした場合</p>								
	受付機関	各市町村	処理機関	障害福祉課	交付機関	障害福祉課	標準処理期間	35～58日	目次
						標準経由期間	3日	NO	